

令和3年4月21日

各県陸上競技協会
理事長・専務理事 様

九州陸上競技協会
理事長 串間 敦郎

九州選手権要項における出場資格の特例について

陽春の候、各陸協の皆様におかれましては、新年度でお忙しいことと拝察いたします。

さて現在、変異株により、九州管内でも新型コロナウイルス感染症の拡大が依然として続いております。各県の選手権大会におかれましても、競技者が新型コロナウイルスに感染、あるいは濃厚接触者の対象者となり、各県の選手権に出場できなくなることも予想されます。

そこで、九州選手権要項の「出場資格及び制限」にある「**正当な理由**」について、今回に限り下記のような特例を設けたいと思います。各県選手権開催の際には、該当する競技者に対し、便宜を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 特例とする要項の文言

8 出場資格及び制限（3）

「・・・ **正当な理由**とは、九州地区・西日本地区及び全国規模以上の競技会に出場し、各県選手権大会に出場できなかつたり、病気やケガで県選手権大会に出場できなかつた場合とし、その場合は医師による診断書を添付する。・・・」

2 「**正当な理由**」として認める事項

- ア) 新型コロナウイルスに関連する感染、濃厚接触者及び保健所等（自治体、教育委員会 含）の指導により出場できなくなった場合
- イ) 県外在住の各県陸協登録競技者で在住の都道府県自治体が、県境を越えての移動を禁止した場合、または各県が県内への県外在住者の移動を禁止した場合